



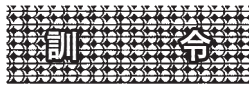
# 長野県報

5月1日(土)  
平成16年  
(2004年)  
号外

## 目次

### 訓令

長野県職員服務規程(昭和40年長野県訓令第16号)の一部改正(人事活性化チーム) ..... 1



### 長野県訓令第13号

本庁内部部局  
現地機関  
地方労働委員会事務局

長野県職員服務規程(昭和40年長野県訓令第16号)の一部を次のように改正します。

平成16年5月1日

長野県知事 田中康夫

第5条中「及び」を「、危機管理室長及び」に、「課(室・次)長(地方労働委員会事務局次長を含む。)並びに出先機関」を「課(チーム・室)の長並びに現地機関」に、「は握」を「把握」に改める。

第6条第2項中「すみやかに総務部人事課長(以下「人事課長」)を「速やかに経営戦略局人事活性化チームリーダー(以下「人事活性化チームリーダー」)に改める。

第7条第1項中「及び給与の支給を受けるに必要な書類等」を削り、同条第2項を削る。

第8条の見出し中「及び職員証の携帯」を削り、同条第1項中「し、長野県職員証(様式第3号。以下「職員証」という。)を携帯」を削る。

第9条の見出し及び同条第1項中「及び職員証」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「所定の実費及び」を「亡失の場合にあつては所定の実費を、」に、「、損傷」を「損傷」に、「人事課長」を「人事活性化チームリーダー」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を削る。

第10条(見出しを含む。)中「及び職員証」を削る。

第11条を次のように改める。

#### 第11条 削除

第12条の見出し中「及び職員証」を削り、同条中「及び職員証」を削り、「人事課長」を「人事活性化チームリーダー」に改める。

第13条第2項中「人事課長」を「人事活性化チームリーダー」に改める。

第26条第2項中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第27条及び第28条中「人事課長」を「人事活性化チームリーダー」に改める。

第29条第2項中「人事課長」を「人事活性化チームリーダー」に

改め、同条第3項中「すみやかにその旨」を「速やかにその旨及びその内容」に改める。

第30条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(休暇等)」を付し、同条第1項中「休暇等整理簿(様式第9号)」を「内部事務総合システム」に改め、同条第2項中「同項の休暇等整理簿には、」を「その承認を受ける際に」に、「様式第9号の2)を添えなければ」を「様式第9号)を所属長に提出しなければ」に改め、同条第4項中「前2項の規定にかかわらず」を「第1項及び前項の規定にかかわらず、」に改め、同条第5項中「産前産後休暇届(様式第10号の2)に」を「所属長に対し、内部事務総合システムにより行うとともに、」に改め、「添えて所属長に」を削り、同条第6項中「様式第10号の3)を「様式第11号」に改め、同条第7項中「欠勤する」を「欠勤を申し出る」に、「欠勤届(様式第11号)に」を「所属長に対し、内部事務総合システムにより行うとともに、」に改め、「添えて所属長に」を削り、同条第8項中「前4項)を「第4項又は第6項)に改め、「、休暇届又は欠勤届)を削り、「休暇願等送付書」を「休暇願送付書」に、「人事課長」を「人事活性化チームリーダー」に改める。

第31条に見出しとして「(職員団体の業務への専従)」を付し、同条中「人事課長」を「人事活性化チームリーダー」に改める。

第31条の2に見出しとして「(育児休業及び部分休業)」を付し、同条第1項中「。以下「育児休業法」という。」を削り、「を得ようと」を「又は部分休業(以下「育児休業等」という。)の承認を請求しよう」とに、「あらかじめ育児休業承認請求書(様式第13号の3)を所属長及び人事課長を経由して提出しなければ」を「あらかじめ、所属長に対し、内部事務総合システムにより行わなければ」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「育児休業又は部分休業(以下「育児休業等」という。))」を「育児休業等」に、「様式第13号の5)を「様式第13号の3)に、「人事課長」を「人事活性化チームリーダー」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「様式第13号の6)を「様式第13号の4)に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「様式第13号の7)を人事課長」を「様式第13号の5)を人事活性化チームリーダー」に改め、同項を同条第4項とする。

第32条に見出しとして「(出勤届)」を付し、同条第1項前段中「育児休業」を「育児休業等」に、「あらかじめ出勤届(様式第14号)を」を「内部事務総合システムにより、あらかじめ」に、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第30条第4項又は第6項の規定による休暇に係る出勤の届出については、所属長は、人事活性化チームリーダーに回議しなければならない。

第32条第2項中「、欠勤又は育児休業」を「又は欠勤」に改め、同条第3項を削る。

第34条第1項中「当該各号に掲げる届書により速やかに、」を「速やかに」に、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 氏名を改めたとき。
- (2) 本籍を変更したとき（市町村を変更した場合に限る。）。
- (3) 住所を変更したとき。
- (4) 印鑑を改めたとき。

第34条第2項中「前項第1号から第3号までの届書を受理したときは、人事課長に送付」を「第1項第1号に掲げる事由による届出については、人事活性化チームリーダーに回議」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による届出は、同項第1号から第3号までに掲げる事由による場合にあつては内部事務総合システムにより、同項第4号に掲げる事由による場合にあつては改印届（様式第19号）により行わなければならない。

第37条中「人事課長」を「人事活性化チームリーダー」に改める。

第47条第1項本文中「出先機関」を「現地機関」に改め、「以下同じ。」及び「女子（労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定により許可を受けた者を除く。）及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同項ただし書を削る。

第49条第2項中「総務部長」を「経営戦略局長」に改め、同条第3項中「人事課長」を「人事活性化チームリーダー」に改める。

第52条中「総務部長」を「経営戦略局長」に改める。

様式第1号中「長野県知事 殿」を「長野県知事 様」に改める。

様式第3号を次のように改める。

（様式第3号） 削除

様式第4号中「人事課長 殿」を「人事活性化チームリーダー 様」に改める。

様式第4号の2を削る。

様式第5号及び様式第5号の2中「所属長殿」を「所属長 様」に改める。

様式第6号の職務に専念する義務の特例に関する条例第3条第1項第1号、第2号、第7号、第8号、第9号及び第10号に該当する場合中

「（様式第6号）（職務に専念する義務の特例に関する条例第3条第1項第1号、第2号、第7号、第8号、第9号及び第10号に該当する場合）」

を

「（様式第6号）（第27条関係）」

（職務に専念する義務の特例に関する条例第3条第1項第1号、第2号、第7号、第8号、第9号及び第10号に該当する場合）」

に、

「長野県知事 殿」を「長野県知事 様」に改め、同様式の職務に専念する義務の特例に関する条例第3条第1項第3号、第4号、第5号及び第6号に該当する場合中

「（様式第6号）（職務に専念する義務の特例に関する条例第3条第1項第3号、第4号、第5号及び第6号に該当する場合）」

を

「（職務に専念する義務の特例に関する条例第3条第1項第3号、第4号、第5号及び第6号に該当する場合）」に、

「長野県知事 殿」を「長野県知事 様」に改める。

様式第7号中「（様式第7号）」を「（様式第7号）（第28条関係）」に、「長野県知事 殿」を「長野県知事 様」に改める。

様式第8号中「（様式第8号）」を「（様式第8号）（第29条関係）」に、「長野県知事 殿」を「長野県知事 様」に改める。

様式第9号を削り、様式第9号の2を様式第9号とする。

様式第10号中「長野県知事 殿」を「長野県知事 様」に改める。

様式第10号の2を削る。

様式第11号を削り、様式第10号の3中「長野県知事 殿」を「長野県知事 様」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第12号を次のように改める。

(様式第12号) (第30条関係)

## 休 暇 願 送 付 書

番 号  
年 月 日( 経 由 )  
人事活性化チームリーダー 様

所属長名



(職員の職、氏名) から別添のとおり休暇願の提出がありました。  
なお、本人の現在までの休暇の状況は、次のとおりです。

職 員 の 職 、 氏 名 (職 員 番 号)					
療 養 休 暇	1 専決により承認した 療養休暇の期間	年	月	日から	日間
		年	月	日まで	
	2 前回までに承認された 療養休暇の期間	年	月	日から	
		年	月	日まで	
3 今回願い出た療養休暇 の期間	年	月	日から	日間	
	合 計 (1 + 2 + 3)				日間
介 護 休 暇	1 前回までに承認された 介護休暇の期間	年	月	日から	日間
		年	月	日まで	
	2 今回願い出た介護休暇 の期間	年	月	日から	
		年	月	日まで	日間
	合 計 (1 + 2)				日間
療養(介護)休暇の事由					

様式第13号及び様式第13号の2中「長野県知事 殿」を「長野県知事 様」に改める。

様式第13号の3及び様式第13号の4を削り、様式第13号の5中「長野県知事 殿」を「長野県知事 様」に改め、同様式を様式第13号の3とする。

様式第13号の6を様式第13号の4とし、様式第13号の7中「長野県知事 殿」を「長野県知事 様」に、「部分休業終了届が提出された」を「出勤の届出があった」に改め、同様式を様式第13号の5とする。

様式第14号を次のように改める。

(様式第14号) 削除

様式第14号の2を削る。

様式第15号中「(様式第15号)」を「(様式第15号)(第33条関係)」に、「長野県知事 殿」を「長野県知事 様」に改める。

様式第16号から様式第18号までを次のように改める。

(様式第16号) から (様式第18号) まで 削除

様式第19号中「(様式第19号)」を「(様式第19号)(第34条関係)」に、「長野県知事 殿」を「長野県知事 様」に改める。

様式第21号中「(様式第21号)」を「(様式第21号)(第37条関係)」に、「長野県知事 殿」を「長野県知事 様」に改める。

様式第24号中「長野県知事 殿」を「長野県知事 様」に、

「日直勤務 男 人

女 人 を

常直勤務 人(氏名 )」

「日直勤務 人

常直勤務 人(氏名 )」に改める。

様式第25号中「総務部長 殿」を「経営戦略局長 様」に改める。

様式第26号中 「昭和 年 月 日」を

「 年 月 日」に改める。

人事活性化チーム